

入 札 説 明 書

令和３年１０月１１日千葉市公告第６５２号により公告した家屋評価システム賃貸借契約（長期継続契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１ 一般競争入札に付する事項

（１）件名

家屋評価システム賃貸借契約（長期継続契約）

（２）物品概要

仕様書のとおり

（３）賃貸借期間

令和３年１２月１日から令和８年１１月３０日まで

（４）履行場所

千葉市財政局税務部課税管理課 外

２ 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）令和２・３年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、キについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号）第３条又は地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第５９条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ 当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

（３）平成２８年度から令和２年度までに、本件と同種・同規模の履行実績を２件以上有し、かつ、本件を確実に履行することができること。

※前記「本件を確実に履行することができること」として、導入を予定するソフトウェアについて次のとおり確認を行う。

①自治体における導入実績が政令市で5団体以上、その他の団体で30以上あること。

②別紙「仕様確認書」に記載された内容を原則としてすべて満たすものであること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間 公告の日から令和3年10月18日(月)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、書留郵便にて必着とする。)

(2) 提出場所 千葉市財政局税務部課税管理課(千葉市役所2階)

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 誓約書

ウ 履行実績調書

※契約書の写し、業務完了報告書の写し等、履行した実績の内容を確認できる書類を添付すること。

エ 導入実績調書(ソフトウェア)

オ 仕様確認書

(5) 確認通知 令和3年10月21日(木)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札に関する質問の受付

(1) 入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

ア 提出期間 公告の日から令和3年10月18日(月)午後5時00分まで

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 千葉市財政局税務部課税管理課(kazeikanri.FIT@city.chiba.lg.jp)

エ 質問の様式 所定の様式を用いること。

(2) 質問に関する回答は、令和3年10月22日(金)までに電子メールにて行う。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和3年10月25日(月) 午前11時00分

場 所 千葉市財政局税務部課税管理課(千葉市役所2階)

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記10の契約事務担当課宛とし、令和3年10月22日（金）の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

（3）入札書に記載する金額

ア 入札金額は、本件に係る一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札金額は契約初年度に要する契約金額（本年度の賃貸借期間である令和3年12月1日から令和4年3月31日までの4か月間に係る金額）の税抜額を記載すること（契約期間全体の総額ではないことに注意すること）。また、次年度以降の1月当たりの支払額に変更がないようにすること。

（参考）入札金額＝月額×契約初年度に要する月数（4か月）

月額＝賃貸借総額（税抜）／60か月

（4）入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 誓約書

イ 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

ウ 内訳書明細書

（5）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

（6）落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（7）無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

（1）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

（2）再度入札の回数は、1回とする。

（3）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

- (1) 翌年度以降の予算について、本賃貸借に係る賃借料が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。
- (2) 契約保証金
要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等の閲覧
千葉市契約規則等は、後記10の契約事務担当課で閲覧できる。

9 その他

- (1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和3年10月18日（月）までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問い合わせください。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089～5090

10 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局税務部課税管理課資産税班

電話 043-245-5126

電子メール：kazeikanri.FIT@city.chiba.lg.jp